事 務 連 絡 平成25年2月1日

各都道府県衛生主管部(局) 御中

厚生労働省健康局結核感染症課

平成 25 年度における日本脳炎の定期の予防接種の積極的勧奨の取扱いについて

日頃より、予防接種行政につきまして、ご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

日本脳炎の定期の予防接種については、「日本脳炎の定期の予防接種について」(平成 22 年 4 月 1 日付け健発 0401 第 19 号厚生労働省健康局長通知及び同日付け薬食発 0401 第 25 号厚生労働省医薬食品局長通知。以下「通知」という。)に基づき実施されているところですが、平成 25 年度における、積極的勧奨の差し控えにより接種機会を逃した者に対する取扱いについて、第 8 回厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会日本脳炎に関する小委員会(平成 24 年 12 月 13 日)での検討を踏まえ、下記のとおりとする予定ですので、予めご留意頂き、貴管下市町村(保健所を設置する市及び特別区を含む。以下同じ。)及び関係機関等に対し周知方宜しく御願い致します。なお、本内容は、追って通知等でお知らせする予定です。

記

- 1 平成 25 年度に7歳又は8歳となる者(平成 17 年4月2日から平成 19 年4月1日までに生まれた者)については第1期の初回接種が、9歳又は 10歳となる者(平成 15 年4月2日から平成 17 年4月1日までに生まれた者)については第1期の追加接種が十分に行われていないことから、平成 25 年度中に、第1期の予防接種(以下「1期接種」という。)の不足分について、積極的な勧奨を御願い致します。
- 2 平成25年度に18歳となる者(平成7年4月2日(※)から平成8年4月1日までに生まれた者)については、第2期の予防接種(以下「2期接種」という。)が 十分に行われていないことから、平成25年度中に、2期接種の不足分について、

積極的な勧奨を御願い致します。

- 3 積極的勧奨の差し控えが行われた期間に、定期の予防接種の対象者であった者 のうち、1期接種を完了していた者に対しては、平成25年度より、市町村長等が 実施可能な範囲で、2期接種の積極的な勧奨を行っても差し支えありません。
- (※) 予防接種法施行令の一部を改正する政令(平成 25 年政令第 26 号)により、 予防接種法施行令(昭和 23 年政令第 197 号)附則第 4 項が改正され、平成 25 年 4月1日より、平成 17 年からの積極的勧奨の差し控えにより日本脳炎の定期の予 防接種を受ける機会を逸した者について、20 歳未満の者を定期の予防接種の対象 者とする特例規定の対象範囲に、平成 7 年 4 月 2 日生まれ~ 5 月 31 日生まれの者 が追加されます。

【照会先】

厚生労働省健康局結核感染症課

電話:03-5253-1111 (内線 2078)

FAX: 03-3581-6251